

令和5年度（2023年度） 世田谷区 私立幼稚園等保護者補助金パンフレット



世田谷区では、幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園等に在籍している園児の保護者に、入園料や保育料等の補助をしています（「幼児教育・保育の無償化」を踏まえた内容となっています）。

すべての世帯について「施設等利用給付認定申請書（1号用）及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼 請求書 兼 口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、令和5年度の申請手続きがお済みでない方は、本パンフレットをご覧のうえ、必要事項を記入し、園を通じて申請書をご提出ください。

※本パンフレットは令和6年7月まで保管し、ご活用ください。

1. 補助金を受けられる方

幼児（園児）及びその保護者が以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

(1) 幼児が私立幼稚園等に在籍する園児であること。

※子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園を除く。

※国立大学附属幼稚園と国立大学附属特別支援学校幼稚部についても対象施設となります。

(2) 園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児であること。

満3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生
(注) 満3歳の誕生日を迎えた園児で、満3歳児クラスが認可されている園に限る。	
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生

※学校教育法第18条の規定による就学猶予または免除された児童についても対象。

(3) 園児及びその保護者（申請者）が原則として世田谷区内に在住し、かつ住民登録がなされ、その登録地から私立幼稚園等に通っていること。

(4) 園児及びその保護者（申請者）が原則として同一世帯であること。

※例：父が単身赴任等で世田谷区外に住民登録がある場合、園児と一緒に暮らしている母が保護者（申請者）となります。

(5) 保護者（申請者）が園児の「入園料」「保育料」「預かり保育利用料」「給食費」「その他の納付金」を在籍する私立幼稚園等に納入していること。

- (1) 及び (5) については、区から直接、在籍する私立幼稚園等に利用実績等を確認いたします。
- 里親が保護者（申請者）になる場合は、子ども・若者支援課までご連絡ください。
- 認可保育施設または子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園と、私立幼稚園等に在籍する月が重なる場合、原則として、当該の月は補助対象外となります。

2. 補助金の内容

※(1)～(5)の交付スケジュールは8頁をご確認ください。保護者の方が各費用を幼稚園等に納入した後に補助金の交付を行います(償還払い方式)。

※「(2)保育料に対する補助金」のみ支給方法が園により異なります(「償還払い方式」または「代理受領方式」。詳細は9頁をご覧ください)。どちらに該当するかは在籍園にご確認ください。

※入園内定後に入園が取り消しとなった場合は(1)～(5)は交付対象外となります。また、年度の途中で休園した場合、休園期間中については原則として(2)～(5)は交付対象外となります。

※(2)、(4)、(5)については4月～8月分は令和4年度、9月～3月分は令和5年度の世帯の税額に基づき、補助金額を算定します。

※補助金の支給前に、在園期間や利用実績等を区が園に確認し、補助額を算定します。

補助金の種類	補助対象(補助要件)	補助金額
(1)入園料補助金	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園に在籍する園児(満3～5歳児)世帯 <u>入園日に世田谷区に住民登録があること。</u> ただし、4月入園の場合は4月30日に住民登録がある場合も交付対象となります。 以前住んでいた自治体で入園料補助金を受け取った場合は交付対象外 	年額 90,000 円 (所得制限等なし) ※入園年度に1回限り ※納入した入園料の範囲内で交付
(2)保育料に対する補助金	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園に在籍する園児(満3～5歳児)世帯 ※以下に通う方は、金額が異なります。 <ul style="list-style-type: none"> 国立大学附属幼稚園 8,700 円(月額) 国立大学附属特別支援学校幼稚部 400 円(月額) 	月額上限 29,500 円 ※生活保護世帯、年収 270 万円以下相当世帯、多子世帯、ひとり親世帯等は加算あり(3頁一覧を参照)。 ※納入した保育料の範囲で交付 ※教材費、施設維持費、冷暖房費などの費用は保護者の実費負担です。
(3)預かり保育利用料等に対する補助金	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園に在籍する園児(満3～5歳児)世帯 <u>保護者がいずれも「保育の必要性」の認定を受けていること。※詳しくは7頁をご確認ください。</u> 令和2年4月2日以降に生まれた園児(満3歳児)は住民税非課税世帯の場合のみ対象です。 ※在籍園の状況により、認可外保育施設等の利用も補助の対象となる場合があります(4頁参照)。 ※補助対象、補助内容の確認については5頁のチャート図をご覧ください。	月額上限 11,300 円 ※満3歳児の区市町村民税非課税世帯については、月額 16,300 円を上限に補助 ※納入した預かり保育料の範囲で交付。日額単価(450円)に利用日数を乗じて計算した支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、少ない方が支給額 ※月額上限を超過した月があった場合、他の月で支給額が月額上限未満であっても、超過分を補填することはできません。
(4)副食費に対する補助金	給食実施園に在籍する園児(満3～5歳児)世帯で、以下のいずれかに該当する世帯【所得制限、多子制限等あり】 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 区市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯 年収360万円未満相当世帯 すべての世帯の第3子以降の園児 ※小学校1～3年生の兄弟及び、私立幼稚園(認定子ども園等含む)・区立幼稚園・認可保育園等に通園している未就学児の兄弟が多子計算の対象となります。	月額上限 4,500 円 ※副食費(副食材料費)とは、給食費のうち、主食(お米、パン等)以外のおかず・おやつ等にかかる費用分 ※納入した給食費(副食費)の範囲で交付

補助金の種類	補助対象（補助要件）	補助金額
(5) その他の納付金に対する補助金	幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）世帯で、以下のいずれかに該当する世帯【所得制限等あり】 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 区市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯 	月額上限 3,000 円 ※その他納付金とは、園則に記載されている施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等であり、毎年徴収される納付金 ※納入したその他納付金の範囲で交付 ※PTA会費・同窓会費等の委託徴収金、任意の寄付金、明確に実費徴収であることが分かる経費（制服代、給食代、園バス代、遠足代、卒園アルバムなど）を除きます。

【保育料に対する補助金限度額一覧】

(月額)

補助階層	年収の目安	第1子	第2子	第3子以降
A 生活保護法による被保護者世帯	—			
BH 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	～270万円	38,900円		
B 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯	～270万円		38,900円	38,900円
CH 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯（ひとり親世帯等）	～360万円	35,900円		
C 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯	～360万円	29,500円	33,800円	
D 区市町村民税の所得割額が77,101～211,200円の世帯	～680万円			38,300円
E 区市町村民税の所得割額が211,201～256,300円の世帯	～730万円	29,500円	29,500円	37,700円
F 区市町村民税の所得割額が256,301円以上の世帯	730万円～			32,700円

※ D～F階層の多子計算（第2子・第3子）については、小学校3年生以下の兄弟を多子計算の対象とするよう年齢制限が設けられています。未就学児の兄弟については、私立幼稚園（認定こども園等含む）・区立幼稚園・認可保育園等に通園している場合、多子計算の対象となります。

（例）区市町村民税所得割額が223,000円の世帯 ⇒E階層

兄（小学校5年生） →カウント対象外

姉（小学校2年生） →第1子

私立幼稚園に通う園児 →第2子と数えるため、補助金額は月額29,500円

※ A～F階層は幼児教育無償化に係る国の施設等利用給付（25,700円）に都区の保育料補助金（3,800円～13,200円）が上乗せされた金額となっております。

※ 住民税額が未確定の世帯（税未申告世帯）または、確認できない世帯については、F階層となります。

【保育料補助金の支給例】 区市町村民税の所得割額が77,000円の世帯（C階層）で第1子のケース一覧表より、補助金の上限月額が29,500円となる。

- ・保育料 月額25,000円の場合 → 月額25,000円を交付
- ・保育料 月額30,000円の場合 → 月額29,500円を交付

【預かり保育利用分の交付額の計算方法】

預かり保育の利用日数に無償化日額単価（450円）を乗じて計算した各月の支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、少ない方が交付額となります。

<算定例1>

在籍園の預かり保育のみ利用（利用日数：15日、利用料：月額9,000円）の場合

→支給限度額6,750円（日額単価450円×15日）と利用料9,000円を比較し、少ない方の月額6,750円を交付。

○在籍園の状況が次の条件のうちいずれかを満たしていれば、認可外保育施設等の利用も預かり保育利用料補助の対象となります。※認可外保育施設をご利用予定の方は、区HP（頁番号：7377）の「3.預かり保育利用料に対する補助金」をご一読ください。

※在籍園の預かり保育の実施状況は、園の所在自治体のHPをご覧ください。園にご確認ください。

区内園の場合：トップページ⇒目次から探す⇒子ども・教育・若者支援⇒幼児教育の無償化

⇒無償化対象施設一覧⇒新制度未移行幼稚園（預かり保育含む）

- 在籍している幼稚園等が預かり保育を実施していない
- 在籍している幼稚園等の平日の預かり保育の提供時間数が、教育時間を含めて8時間未満
- 在籍している幼稚園等の年間（平日・長期休業中・休日の合計）の預かり保育開所日数が200日未満

【補助対象となる認可外保育施設・サービス】

※補助の対象となるかどうかは、園の所在自治体のHPをご覧ください。各施設にご確認ください。

区内施設の場合：トップページ⇒目次から探す⇒子ども・教育・若者支援⇒幼児教育の無償化

⇒無償化対象施設一覧

- 都道府県等に届出および区市町村への確認申請を行い、確認を受け、認可外保育施設指導監督基準を満たし証明書が交付された認可外保育施設（詳細については、区HP（頁番号：181959）をご覧ください）
（認証保育所、保育室、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育施設、ベビーシッター）
- 一時預かり事業 ●病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 等

【認可外保育施設等利用分の支給額の計算方法】

月額上限11,300円から預かり保育分支給額を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に実際に支払った金額を比較して、少ない方が支給額となります。

<算定例2>

在籍園の預かり保育と認可外保育施設等を利用の場合

(i) 預かり保育（利用日数：20日、利用料：月額4,000円）

支給限度額9,000円（日額単価450円×20日）と 利用料4,000円 を比較し、少ない方の月額4,000円を支給。

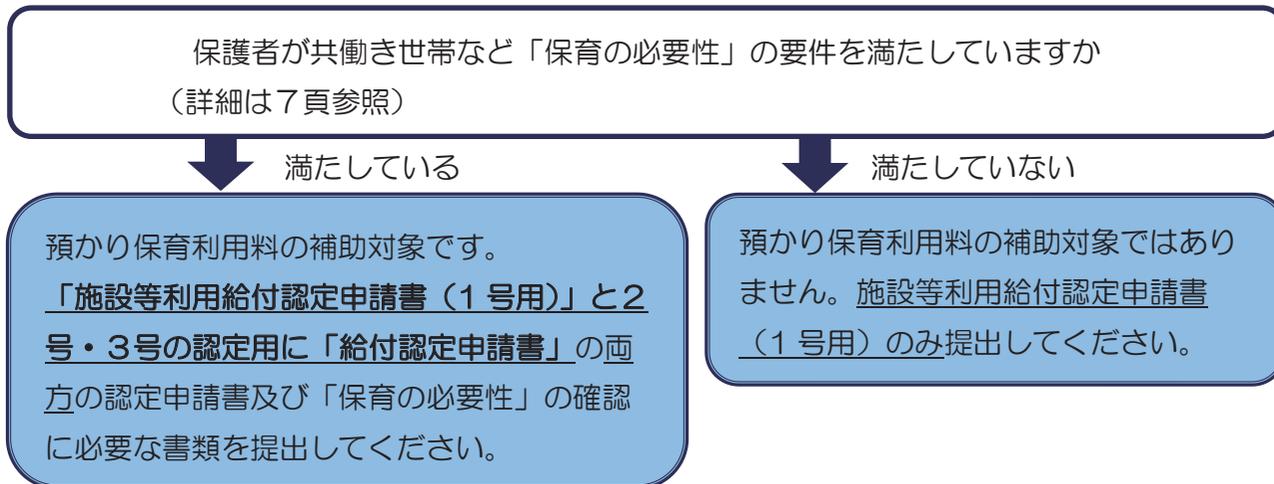
(ii) ファミリー・サポート・センター（利用日数：10日、利用料：日額800円）

月額上限11,300円から預かり保育分の給付額4,000円を差し引いた残額7,300円 と 利用料8,000円（日額800×10日） を比較し、少ない方の月額7,300円を支給。

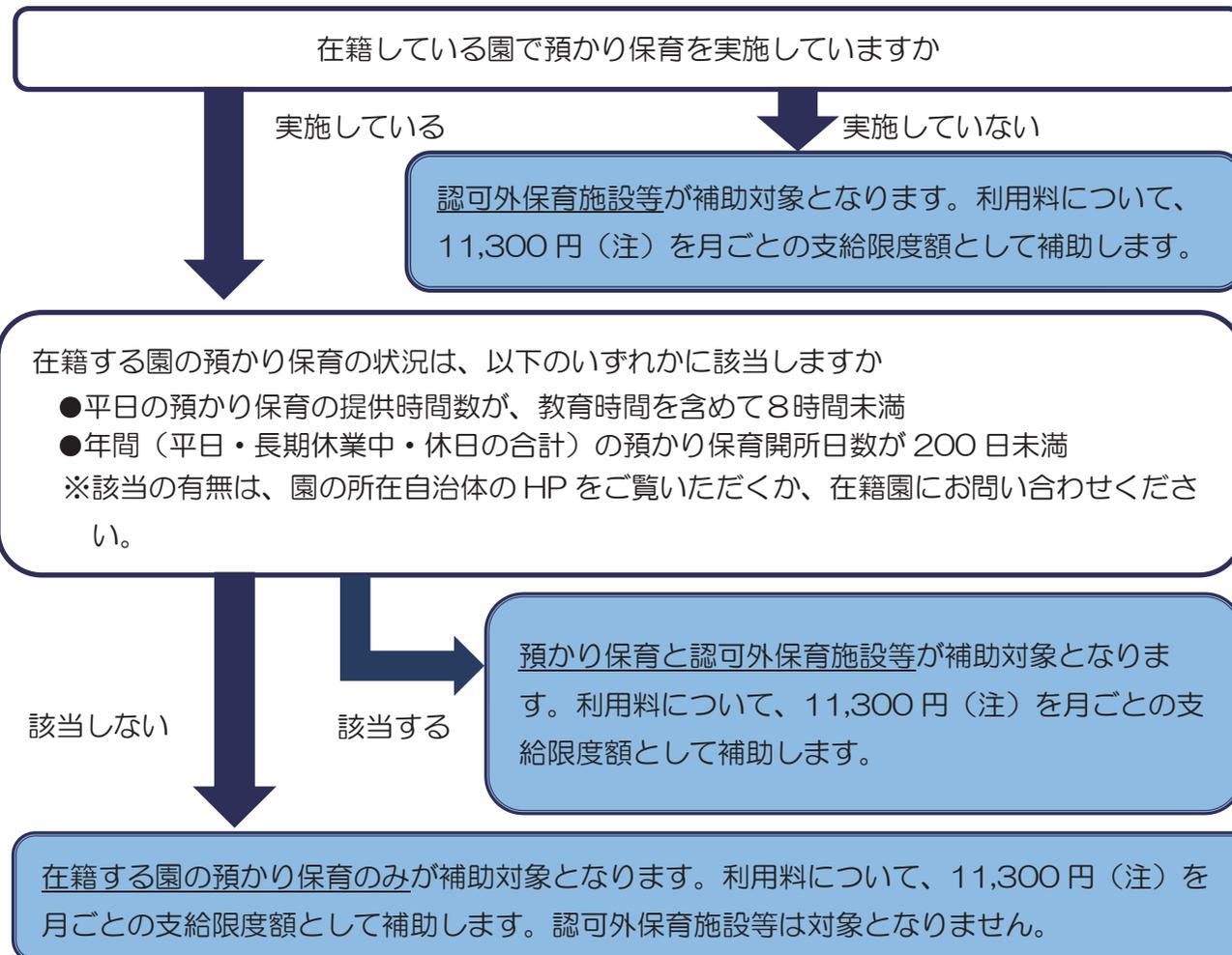
→合計支給額（月額）は、(i) 4,000円 + (ii) 7,300円 = 11,300円

【預かり保育利用料に対する補助金の対象・内容について（確認用フローチャート）】

≪補助対象者≫ 「保育の必要性」の認定が必要です。



≪補助の対象となる施設・サービス≫ 在籍園の状況により異なります



(注)

※支給限度額の上限は、3歳児以上は月額11,300円ですが、満3歳児(令和2年4月2日以降に生まれた園児)は、区市町村民税非課税世帯の場合のみ対象で、月額16,300円となります。

※支給月額の計算方法(在籍園の預かり保育利用分)…無償化日額単価(450円)に利用日数を乗じて計算した支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、少ない方が支給額(支給限度額 月額11,300円)。

3. 無償化の対象となるための認定申請手続き等

保護者補助金（幼児教育の無償化の適用）を受けるためには、園から配布される以下の（１）の申請書、及び必要に応じて（２）（３）の書類の提出が必要です。

- ・配布されましたら速やかにご提出ください（遅れると補助金が交付できない場合があります）。
- ・必要事項を記入押印の上、（１）１号用は入園予定園へ提出、（２）２・３号用は保育認定・調整課入園担当あてにご提出ください（提出先：世田谷区世田谷４－２１－２７ 電話：03-5432-1200）。なお、申請後に世田谷区から転出された場合は転出先の自治体で再度の手続きが必要です。

（１）すべての在園児（保護者）が提出する書類 【記入例→11～14頁】

「施設等利用給付認定申請書（１号用） 及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼 請求書 兼 口座振替依頼書」

- 「施設等利用給付認定申請書（１号用）」は、令和５年度の「私立幼稚園等保護者補助金交付申請書」を兼ねた様式となっています。給付認定の有効期間は小学校就学前までですが、補助金交付申請は１年ごとに申請いただく必要があります。
- 「施設等利用給付認定申請書（１号用）」をご提出いただいた場合は、補助金（無償化）の対象（預かり保育利用料等に対する補助金は除く）となることをお知らせする「認定通知書（１号用）」を区から直接郵送いたします（令和４年度以前から在籍していて、申請済みの園児を除く）。

（２）「預かり保育利用料等に対する補助金」の対象園児（保護者）のみ提出する書類

- ① 「給付認定申請書」 ⇒ ２号・３号の認定に必要
- ② 「保育の必要性」の確認に必要な書類【７頁参照】

- 在籍園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する方のうち、共働き世帯など、すべての保護者が「保育の必要性」の要件を満たしている場合は、「預かり保育利用料等に対する補助金」の対象となります。
- 「保育の必要性の認定」をご希望される方は、７頁をご確認の上、区ホームページから申請書及び添付書類をダウンロードし、ご提出ください。
→認定日（有効期間）は申請書を区で受領した日以降となります。受領日以前に遡ることはいかなる理由があっても認められません。
- 下記の方は、既に「保育の必要性の認定」がされているため申請不要です。
 - ・令和４年度中に申請手続きをされている方で、施設等利用給付認定が有効期間内である場合。
 - ・令和４年４月以降、認可保育所等をご利用されていた方、及び令和４年４月以降に認可保育所等の入園選考（利用調整）を申し込まれた方で、お持ちの「支給認定証」が有効期間内である場合。
- 申請内容を区が審査し、１～２ヶ月程度で認定の結果を郵送で通知します。
- 「給付認定申請書」及び添付する必要書類に関してご不明な点がある場合は、保育認定・調整課入園担当（電話：03-5432-1200）までお問合せください。

○認定種別について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに法制化された施設等利用給付認定（子ども・子育て支援法第30条の4第1～3号）の区分と認定要件は以下のとおりです。

【認定区分と認定要件】

- ・ 1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号・3号認定以外の子ども
- ・ 2号認定：保育の必要性がある小学校就学前の子ども
(満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども)
- ・ 3号認定：保育の必要性がある小学校就学前の子どもで、かつ、保護者及び同一世帯員が住民税非課税世帯である子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)

【保育の必要性の要件】

- ・保護者それぞれが下記のいずれかに該当する必要があります。書類はすべての保護者について1部ずつ必要となりますので、各自の必要書類を添付してください（必要書類の様式は、区のホームページからダウンロードをしてください。）
- ・要件を満たしていることが確認できなかった場合は、認定することができません。
- ・保育の必要性については、毎年現況確認をします。
- ・下記内容または提出書類等にご不明点があれば、保育認定・調整課入園担当（03-5432-1200）にご連絡ください。

No	保育を必要とする理由	必要書類 ※給付認定申請書に添付
1	保護者が 就労（月に48時間以上） している場合 ※無償化対象児童の育児休業及びその他保護者が休職中の場合は、無償化の対象となりません。 ※病気等で長期休業される場合は、就労による要件でなく「3 保護者が病気の場合」で認められる場合があります。お問い合わせください。	●外勤の方： 就労証明書 ※世田谷区様式を使用し、勤務先に証明を受けてください。 ●自営の方： 就労証明書 、及び 就労していること のわかる客観的資料 ※保護者または保護者の三親等以内の親族が事業を営んでいる場合は、自営として就労証明書を提出してください。 ※客観的資料の例は就労証明書に記載しています。
2	保護者が 出産予定 の場合 ※出産月とその前後2カ月間が保育を必要とする期間となります。	母子健康手帳の写し ※氏名と分娩予定日が記載されている頁。
3	保護者が 病気 の場合	医師の診断書の写し ※診断書には保育ができないことの明記が必要。
4	保護者が 障害 のある場合	身体障害者手帳 、 精神障害者保健福祉手帳 、 療育手帳 の写し
5	保護者が親族を 介護 をしている場合	介護が必要であることがわかる書類 （診断書、介護保険証の写しなど）及び スケジュール表
6	保護者が 災害復旧 にあたっている場合	り災証明書 及び スケジュール表
7	保護者が 求職中 の場合 ※保育を必要とする期間は3カ月間となります。	就労確約書
8	保護者が 就学中 、 就学予定 の場合 ※趣味の講座等は除く。	在学証明書 （入学予定の場合は合格通知等）及び 授業等の時間割

＜給付認定申請書及び必要書類のダウンロード先＞

世田谷区ホームページ内「幼児教育・保育施設等利用者のための給付認定について」

に必要書類を掲載しています。（世田谷区ホームページ内の検索欄

からもご覧いただけます。）

世田谷区HP 二次元コード→



インターネット環境を利用できない方は、保育認定・調整課入園担当（電話：03-5432-1200 FAX：03-5432-1506）へ「無償化のための認定申請について」とご連絡いただければ書類をお送りします。

(3) 補助金額の確定に必要な書類

① 令和5年度の区市町村民税額の確認ができる書類

※令和5年1月1日時点で世田谷区に住民登録のない方のみ、(1)に添付してご提出ください。
 ※提出の必要性の有無は15頁のチャート図でご確認ください。

- 例：●令和5年度 区市町村民税 特別徴収税額の通知書または普通徴収納税通知書（写し）
 ●令和5年度 区市町村民税 課税（非課税）証明書（原本）
 ●令和4年（2022年）中の給与支払証明書（原本）（令和5年1月1日時点で海外に在住していた方）

※世帯全員（園児と生計を一にしている父母）のものがが必要です。また、父母の区市町村民税が非課税で、園児と生計を一にしている父母以外の扶養義務者がいる場合は、その方も含みます。
 ※提出後に税額等が変更になった場合は、変更後の書類を再度提出してください。

注意事項

令和4年1月1日時点で世田谷区に住民登録のない方は「令和4年度の区市町村民税額の確認できる書類」の提出も必要です。該当の方は(1)に添付してご提出ください。

【※該当の方でも以下の場合には提出不要です】

- ・進級園児または令和5年4月の新入園児保護者の方で、既に「令和4年度の税額の確認できる書類」をご提出いただいている場合
- ・入園日または転入日が令和5年9月1日以降の場合

- ② 生活保護世帯の場合は、**生活保護受給証明書（原本）**を提出してください。
- ③ 未就学児の兄姉が、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、**障害福祉サービス受給者証**等の通所されていることを証明できる書類（写し可）を提出してください。
- ④ 父母が離婚を前提に別居している・園児と別世帯の兄姉がいる等、戸籍や住民登録に記載されている内容と実際の世帯状況が異なる場合は、現況を確認できる書類をご提出いただく必要がありますので、子ども・若者支援課までご連絡ください。詳しい状況をお伺いし、状況にあわせた書類をお送りします（補助額が増額になる場合があります。ただし、書類による確認ができなかった場合は、原則として申請書および、戸籍や住民登録等に記載の内容にもとづき補助額の算定を行います）。

4. 補助金交付スケジュール（予定）

補助金の種類	交付時期（予定）
(1)入園料補助金	令和5年8月中旬頃 ※初年度1回限り。申請時期によっては(2)と同一のスケジュールで交付します。
(2)保育料に対する補助金（☆）	(令和5年度4～8月分) 令和5年10月下旬頃 (令和5年度9～3月分) 令和6年3月下旬頃 ※申請時期によっては令和6年4月中旬頃に交付となります。
(3)預かり保育利用料等に対する補助金	(令和5年度4～8月分) 令和5年11月下旬頃 (令和5年度9～3月分) 令和6年7月下旬頃
(4)副食費に対する補助金	(令和5年度4～3月分) 令和6年4月下旬頃
(5)その他の納付金に対する補助金	(令和5年度4～3月分) 令和6年3月下旬頃

※ 交付時期が同じ補助金は一括で口座に振り込みます。交付前に「交付決定通知書」をお送りします。通知が届きましたら、記載の補助金額や振込口座等をご確認ください。

(☆) 記載のスケジュールは在籍園の「保育料に対する補助金」の交付方法が**償還払い方式**の場合（次頁参照）

5. 補助金の交付を受けるための手続き

補助金は月ごとの利用実績に基づき、以下のとおり支払います。

(1) 入園料、副食費、その他の納付金に対する補助金（償還払い方式）

在籍園より区に提出される在園証明書等を確認の上、入園料については8月中旬以降、副食費及びその他の納付金補助金は、対象の方のみ4月～3月分を3月下旬以降に申請者の口座に振り込みます。

(2) 保育料に対する補助金

保育料に対する補助金は、在籍園により交付方法が異なります。在籍園がいずれの交付方法となるかは各園にご確認ください。

① 償還払い方式による交付

保護者が保育料を在籍園に納入した後に、各園より区へ提出される、領収証兼実績報告書（月ごとの利用日数及び領収金額を報告する書類）をもとに補助額を算出し、上半期分（4月～8月分）を10月下旬以降、下半期分（9月～3月分）を3月下旬以降にまとめて申請者の口座に振り込みます。

② 代理受領方式による交付

在籍園からの請求に基づき、区から各園に補助金相当額（月額29,500円まで）を毎月直接支払い、各園は保育料から補助金相当額を差し引いた額のみ保護者から徴収します。保護者が負担するのは、各園の保育料が補助金相当額（月額29,500円）を上回る場合の差額分のみとなります。なお、補助月額が29,500円を超える方（非課税世帯、多子世帯等）は、29,500円との差額分を、区から保護者へ償還払い方式（①と同様のスケジュール・方法）で交付します。

(1)・(2)については、「3. 無償化の対象となるための認定申請手続き等」(1)すべての在園児(保護者)が提出する書類、(3)補助金額の確定に必要な書類をご提出いただくことで、交付のためのお手続きは完了となります。

(3) 預かり保育利用料等に対する補助金（償還払い方式）

在籍園より区に提出される、「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（預かり保育料）」をもとに算出し、上半期分（4月～8月分）を令和5年11月下旬頃、下半期分（9月～3月分）を令和6年7月下旬頃にまとめて申請者の口座に振り込みます。

在籍園の預かり保育利用分については保護者にご提出いただく書類はありません。認可外保育施設等の利用も補助対象となる場合には、以下のとおり手続きをしてください。

- 1) 保護者から利用先の認可外保育施設等へ領収証兼証明書の作成を依頼します。領収証兼証明書は1施設につき毎月1枚です。記入用紙は園を通じて配布します（10頁に参考様式を掲載しています）。様式は区ホームページからもダウンロードできます。

トップページ⇒目次から探す⇒子ども・教育・若者支援⇒幼稚園⇒私立幼稚園等⇒幼児教育無償化について

(新制度未移行園) ⇒ 「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（認可外保育施設等）」(PDF)

- 2) 認可外保育施設等から領収証兼証明書を受け取ったら、記入された利用実績（利用日数や納入金額）が正しいかどうか、押印があるかどうかを確認します。

- 3) 上半期分（4月～8月分）を9月初旬、下半期分（9月～3月分）を3月末に、領収証兼証明書をまとめて封筒に入れて在籍園へ提出します。

(参考様式)「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)」

参考様式

領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書

園名 幼稚園		生年月日(認定子ども) 平成 年 月 日 令和		年齢 歳児	施設等利用給付認定(2・3号認定)の有効期間 平成 年 月 日～令和 年 月 日
認定保護者 ※保護者記入	フリガナ 氏名	認定子ども の住所	認定子ども ※保護者記入	フリガナ 氏名	

※(保護者の方へ) 上部に保護者が記入後、施設に下部の記載を依頼してください。

※(特定子ども・子育て支援提供者様) 保護者から受領後、下部を記載して保護者に渡してください。

ただし、令和 年 月分 特定子ども・子育て支援利用料として

※必ず、「月ごと」に記載してください。

③認定有効期間中の
領収金額(①+②=③)
円

特定子ども・子育て支援の内容 (注) いずれか1つの□に✓を記入	認定の有効期間中に提供した日 ※実際の利用日を含む 「提供期間」を記入	提供時間帯 ※標準的な利用時間帯を記入	認定の有効期間中の費用 (利用料及び保育料) ①無償化対象	利用料以外の徴収金額 (特定費用) ②無償化対象外
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日～日	: ~ :	円	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日～日	: ~ :	円	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日～日	: ~ :	円	円
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	日～日	: ~ :	円	円

(以上の記載は、「支援の内容」「提供した日(提供日数)」「提供時間帯」「費用(内訳も記載)」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

※領収金額の内訳②(無償化対象外)には、日用品、文房具、行事参加費、食料費等、実費徴収となるものを記載してください。

上記のとおり特定子ども・子育て支援利用料を領収するとともに、認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

令和 年 月 日

施設・事業所の所在地	
施設・事業所の名称 (校舎名まで)	
施設・事業所の代表者職氏名	印
施設・事業所の電話番号	

6. 参考資料

●6頁 認定申請書（1号用）記入例【表面】

新入園児または途中入園者用

令和5年度

施設等利用給付認定申請書（1号用）
及び私立幼稚園等保護者補助金申請書（振替依頼書）

世田谷区長 あて

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用される規定の適用に当たって、官公署に対し必要な文書等の提出を要する場合があります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定申請書の提出に当たって、関係機関等に開示される場合があります。

収受欄

フリガナの氏と名前の間は1マス空けて記入してください

※記入がない場合、補助金の支給（振込）ができませんのでご注意ください。

申請印は朱肉使用の印鑑を押印してください。

※ゴム印やインク浸透印（朱肉のいらない印）等は使用しないでください。

※金融機関の届印以外の印鑑（認印）で可。

※注意 申請書の記載内容を訂正される場合は、訂正箇所にも二重線の上、訂正印（申請印と同じもの）を押印してください。

金融機関コード・支店コード・口座番号に記入不備があった場合は補助金の支給（振込）ができませんので、必ずご記入ください。

※申請者名義の普通預金口座のみ指定可能です（園児口座不可）。

※一度指定された口座は、やむを得ない理由のない限り、年度途中に変更することはできません。

※幼稚園等を退園されても令和6年7月までは口座を残しておいてください。

※口座番号が6桁以下の場合は頭に0を補記し、7桁でご記入ください。

※入園（予定）時点（申請者・保護者・園児）	フリガナ（カナ名義）	セ タ ガ ヤ タ ロ ウ											申請子どもとの続柄	父	
	氏名	世田谷 太郎										印			
	振込口座	金融機関コード		支店コード		口座番号（右つめ）						銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店出張所	
		1234		567		普通 1234567						0000 000			

●申請者は世田谷区に住民登録があり、園児と同一世帯に属している保護者となります。
※令和5年度中に住民登録の変更（転出等）がある場合、園児と同一世帯の保護者を申請者としてください。

●申請者は振込指定口座の名義と同一となります。
※口座名をアルファベットで登録している場合は、アルファベットの記入となります。
※園児の口座は指定できません。

●同じ世帯で2名以上の園児の申請をする場合は、申請者は同一としてください。

ゆうちょ銀行の支店コード・口座番号の確認方法
(ゆうちょ銀行の金融機関コード：9900)

例：お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合

記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1

2～3桁目の数字の最後に「8」をつける

最後の「1」をとる

支店コード 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

店名 一九八 支店

	園コード	1	2	3	4	入園（予定）日	令和 5年 4月 7日			
	就園整理番号					歳児	満3歳	年少	年中	年長

記入不要です。

入園予定の園に確認してください。

【裏面】

※園児が双子の場合、続柄は必ずご記入ください（どちらのお子様か兄・姉になるかが算定に関わることがあります）。

ひとり親世帯等（※下記参照）に該当する場合、必要書類を申請書に同封される場合は、各チェックボックスにしをつけてください。

世帯の状況（園児以外の世帯員）

氏名		生年月日	続柄	備考（幼稚園児、保育園児は通園施設名を記入）
1	世田谷 太郎	昭平・令 56・3・15 生	父	
2	世田谷 花子	昭平・令 58・5・20 生	母	
3	世田谷 一郎	昭・平・令 29・7・18 生	兄	けやき保育園
4	世田谷 二郎	昭・平・令 30・10・1 生	兄	うさぎ幼稚園

ひとり親世帯等に該当 提出書類あり

令和4年1月1日または令和5年1月1日時点で世田谷区に住居登録がない方は記入し、税額の確認ができる書類の添付状況について、該当するチェックボックスにしをつけてください。税額の確認ができる書類が幼稚園等の提出期限までに揃わない場合は「後日提出します」にしをつけ、申請書のみを幼稚園等に提出し、書類は用意でき次第、子ども・若者支援課に直接提出してください。

※幼稚園、保育所等の幼児施設に在園する幼児がいる場合は施設名を記入してください。※園児とは別世帯に兄弟がいる場合は、その旨を備考欄に記入し、子ども・若者支援課までご連絡ください。

令和4年1月1日または令和5年1月1日時点で世田谷区に住居登録がない方は以下の欄も記入してください。
 ・①または②の該当欄（①・②の両方に該当する場合は両方）に税額の確認できる書類の添付有無を記載してください。
 ※パンフレット8、15頁参照

世田谷区への転入日	令和4年3月10日	前住所	〇〇市△△1-1-1
①	【令和4年1月1日時点で世田谷区に住居登録がなかった方】 ※令和5年9月1日以降に入園（または転入）される場合は、この欄への記入および令和4年度分の税額を確認できる書類の提出は不要です。 ※令和4年1月1日時点で住民登録があった住所地での税額を確認ができる書類（令和4年度分）を <input type="checkbox"/> 添付しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 後日提出します。		
②	【令和5年1月1日時点で世田谷区に住居登録がなかった方】 ※令和5年1月1日時点で住民登録があった住所地での税額を確認ができる書類（令和5年度分）を <input checked="" type="checkbox"/> 添付しました。 <input type="checkbox"/> 後日提出します。		

前住所が海外の場合は国名のみご記入ください。

〇「ひとり親世帯等」について

「補助金限度額一覧」（3頁）の「ひとり親世帯等（B・H・C・H）」とは、保護者または保護者と生計を一にする世帯に属する方が、以下の①～⑥のいずれかに該当する世帯です。該当する場合は、「ひとり親世帯等に該当」欄にしをご記入ください。また、②～⑥に当てはまる方は、申請書の「提出書類あり」欄にもしをご記入いただき、必要書類のご提出もお願いいたします。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方
→ 添付資料は不要です。ただし、父母が離婚を前提に別居している・失踪等の理由によりひとり親世帯となった方は、子ども・若者支援課までご連絡ください。
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
→ 保護者または保護者と生計を一にする世帯に「身体障害者手帳の交付を受けた方」がいる場合、その方の『身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し』を申請書に添付してください。
- ③ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
→ 保護者または保護者と生計を一にする世帯に「療育手帳の交付を受けた方」がいる場合、その方の『療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の氏名が記載されているページの写し』を申請書に添付してください。
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1新2・3号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
→ 保護者または保護者と生計を一にする世帯に「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方」がいる場合、その方の『精神障害者保健福祉手帳の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し（令和5年度有効のもの。年度の途中で有効期限が切れる場合は、更新した手帳の写しの提出も必要）』を申請書に添付してください。
- ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
→ 保護者または保護者と生計を一にする世帯に「特別児童扶養手当の交付対象児童」がいる場合、その方の令和5年10月以降発行される『令和5年度特別児童扶養手当証書の表紙の写し』を子ども・若者支援課まで郵送ください。
- ⑥ 国民年金法（昭和34年法律第14新1号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る。）
→ 保護者または保護者と生計を一にする世帯に「障害基礎年金の受給者」がいる場合、その方の『年金証書の写し』を申請書に添付してください。

【裏面】

ひとり親世帯等(※12頁参照)に該当する場合、必要書類を申請書に同封される場合は、各チェックボックスにしをつけてください。

世帯の状況(園児以外の世帯員について全てご記入ください。)

※園児が双子の場合、続柄は必ずご記入ください(どちらのお子様か兄・姉になるかが算定に関与することがあります)。

ひとり親世帯等に該当 提出書類あり

氏名	日	続柄	備考(幼稚園児、保育園児は通園施設名を記入)
1 世田谷 太郎	昭 平・令 56・3・15 生	父	
2 世田谷 花子	昭 平・令 58・5・20 生	母	
3 世田谷 一郎	昭 平 令 25・7・18 生	兄	
4 世田谷 二郎	昭 平 令 29・10・1 生	兄	うさぎ幼稚園
5	昭・平・令		
6			
7 ※現在、園児と同居		いる場合	令和5年1月1日時点で世田谷区に住民登録がない場合、税額の確認ができる書類の提出が必要となります。
住所			

※幼稚園、保育所等の幼児施設に在園する幼児がいる場合は施設名を記入してください。
 ※園児とは別世帯に兄弟がいる場合は、その旨を備考欄に記入し、子ども・若者支援課までご連絡ください。

令和5年1月1日時点で世田谷区に住民登録がない方は以下の欄にご記入ください。

世田谷区への転入日	令和5年2月5日	前住所	〇〇市△△1-1-1
令和5年1月1日時点で住民登録があった住所地での税額の確認ができる書類を <input type="checkbox"/> 添付しました。		税額の確認ができる書類が幼稚園等の提出期限までに揃わない場合は「後日提出します」にしをつけ、申請書のみを幼稚園等に提出し、書類は用意でき次第、子ども・若者支援課に直接提出してください。	

変更欄

※表面の打ち出し項目に変更がある場合は記入してください

【変更後】 申請者・振込口座

申請者(保護者・口座名義人)	フリガナ(カナ名義)	セ	タ	ガ	ヤ	ハ	ナ	コ	申請子どもとの続柄	母
	氏名	世田谷 花子						印		
振込口座	金融機関	〇〇〇	銀行	信用金庫	〇〇〇	支店	出張所			
	金融機関コード	2	3	4	5	支店コード	1	2	4	
	口座番号(右つめ)	普通		1	4	5				

令和5年1月1日時点で世田谷区に住民登録がない方は記入し、税額の確認ができる書類の添付状況について、該当するチェックボックスにしをつけてください。
 税額の確認ができる書類が幼稚園等の提出期限までに揃わない場合は「後日提出します」にしをつけ、申請書のみを幼稚園等に提出し、書類は用意でき次第、子ども・若者支援課に直接提出してください。

フリガナの氏と名前の間は1マス空けて記入してください

※記入がない場合、補助金の支給(振込)ができませんのでご注意ください。

↑申請者名と振込口座名義人名が一致するようにして

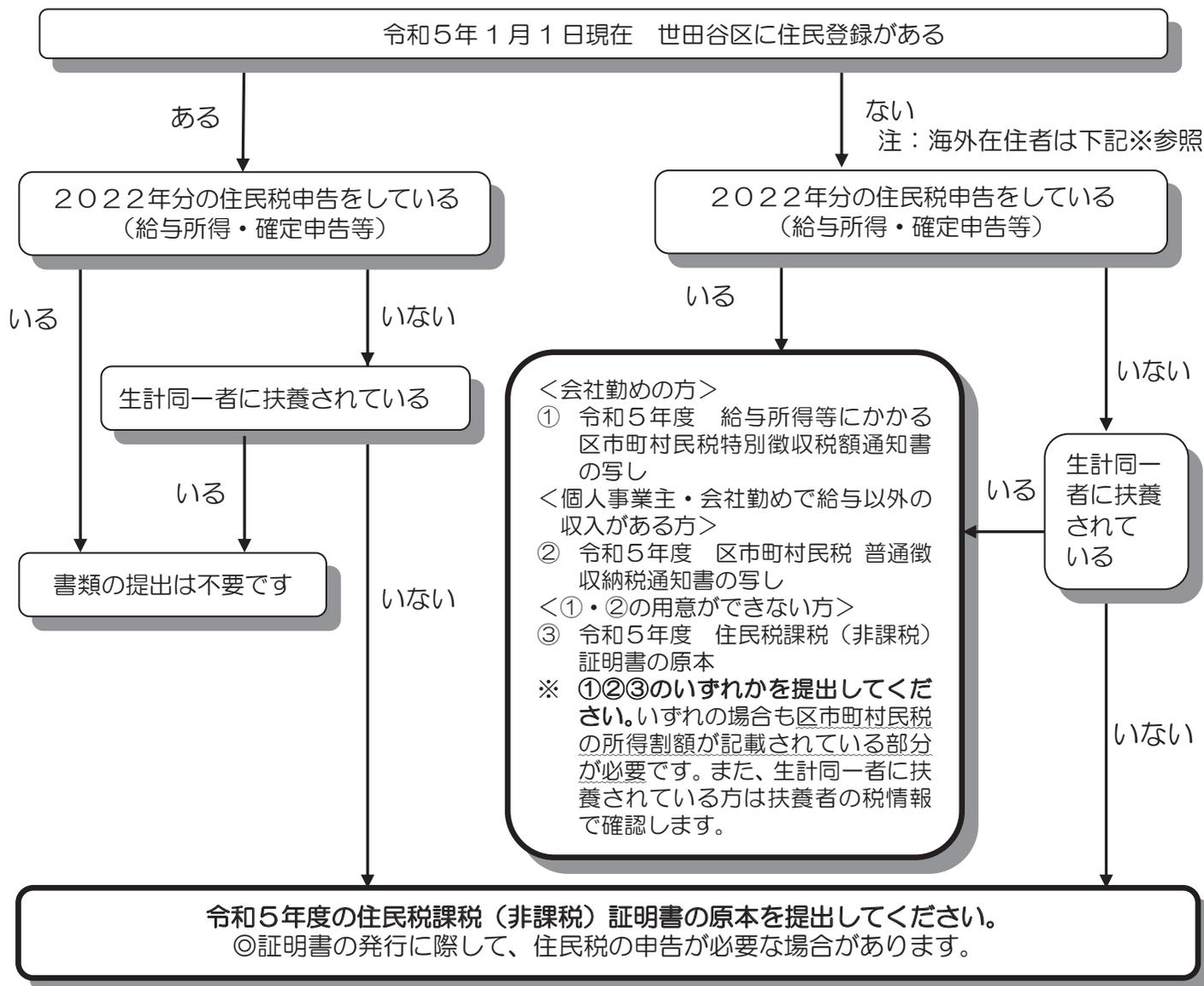
【変更後】 電話番号

電話番号	()
------	-----

●8頁「令和5年度の区市町村民税額の確認ができる書類」

下記のチャート図を参考に必要な書類を確認してください。

世田谷区で令和5年度の住民税が課税されている方は、書類の提出は不要です。
※世田谷区が保有する住民税の電子情報から確認します。



- 住民税の申告方法などは、令和5年1月1日現在に住民登録のあった区市町村にご確認ください。
- 2022年中の収入がなかった等で、所得税・住民税の申告の必要がない方でも、補助金額の算定にあたっては住民税額の確認が必要となりますので、住民税の申告をしてください。ただし、生計同一者の扶養親族として届け出ている場合は不要です。

※ 令和5年1月1日時点で海外に在住していた方

2022年中の収入（国内・国外すべての分）が確認できる書類（勤務先で発行した給与収入が記載されたもの等）を提出してください。なお、日本語以外の言語で作成された証明書には日本語訳を添付してください（日本語訳の追記でも可）。

注意

- 書類を提出する場合は、余白部分に「園名・園児氏名・園児の生年月日・区内住所」の記入をお願いします。
- 書類提出後に税額等が変更になった場合は、変更後の書類を再度ご提出ください。
- 書類の提出がない場合及び世帯全員（被扶養者となっている場合は除く）の住民税額が確認できない場合は、「住民税額が未確定の世帯（税未申告世帯）または確認できない世帯」（補助金の月額が最も低い世帯）としての取り扱いとなります。

